

労働保険 確かな安心 ゆとりの心

10月は「労働保険適用促進月間」です。

労働保険は労災保険と雇用保険の総称です。

労働保険とは・・・

労働保険は、労働者が業務上の事由又は通勤途上で負傷したり、病気に見舞われたり、あるいは不幸にも死亡された場合に必要な保険給付を行うほか、被災労働者の社会復帰や遺族に対して援護を行う制度です。

雇用保険とは・・・

雇用保険は、労働者が失業した場合や労働者の雇用の継続が困難となる事由を生じた場合に、労働者の生活に必要な保険給付を行うとともに、再就職に必要な給付を行うものです。また、失業の予防、雇用構造の改善等を図るための事業も行っています。

労働保険は政府が管理・運営している強制加入の保険です。原則として労働者を一人で

も雇っていれば加入手続きを行い保険料を納付しなければなりません。

事業主が故意や重大な過失により労災保険の加入届を提出しない期間に労働災害が生じ労災保険を給付した場合は、事業主からさかのぼって労働保険料を徴収するほか、労災保険の給付に要した費用の一部を徴収することとなっています。

また、より良い人材を確保し、労働者が安心して働ける職場の環境づくりを進めるうえからも、労働保険に加入することはぜひとも必要なことです。まだ、加入されていない事業主の方はぜひ加入手続きをするようお願いします。

< 問合せ先 > 県雇用保険課 (048-830-4582)

退職金づくりは“中退共”で

○中小企業退職金共済制度とは？

中小企業退職金共済制度(中退共制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、国の援助で大企業並の退職金を支払うことができるようにすることを目的として創設された制度です。事業主が中小企業退職金機構と退職金共済契約を結び、事業主が毎月掛金を金融機関を通じて納めることによって、従業員が退職した時は、その従業員に機構から退職金が直接支払われます。

○加入できる企業は？

常時使用する従業員が300人(卸売業は100人、小売業・サービス業は50人)以下又は資本金若しくは出資金の額が1億円(卸売業は3千万円、小売業・サービス業は1千万円)以下のいずれかに該当する企業です。

○掛金の種類は？

月々の掛金は5千円から3万円の範囲内で16種類あります。また、パートタイマー従業員は2千円、3千円、4千円(特例掛金)でも加入が可能です。

○加入の手続きは？

所定の申込書(金融機関に備付け)に申込金を添えて、お近くの金融機関又は委託事業主団体へ申し込んでください。

中小企業退職金共済制度の詳しい内容、手続き方法、退職金の試算等については、下記の相談コーナーへお問い合わせください。

< 問合せ先 >

中退共相談コーナー(東京)(03-3805-8951)